

町報 きよなん

11
2019



第616号

編集・発行 鋸南町役場総務企画課
299-2192
千葉県安房郡鋸南町下佐久間 3458
電話 0470-55-2111 (代) 毎月1回発行



特集 台風15号からの復旧・復興に向けて

搬出作業が続く災害ごみの仮置場

台風15号からの復旧・復興に向けて

多くのご支援ありがとうございます



災害時相互応援協定を締結する東京都足立区(上)、
長野県辰野町(左)からの物資搬入



全国各地から届いたたくさんの支援物資



自衛隊による倒木の撤去作業(嶺岡林道)

全国の自治体・企業・団体・個人等からたくさんの救援物資、義援金やふるさと納税寄付金など多数のご支援をいただいております。

(10月18日現在)

- ・義援金 48,095,279 円
- ・寄付金 48,160,031 円



足立区の小学校からいただいた寄せ書き

全国の皆さまからの応援メッセージ

鋸南町に寄せられた心温まるメッセージを紹介します。

▼変わり果てた鋸南町の惨状に心が痛みます。片付けや心労で心身ともにお疲れだと思いますが、どうぞ元気を出して下さい。微力ながらいつも応援していますので、頑張りましょう。美しい鋸南町を復興しましょう！▼いつも心を寄せています。少しでも早く元の生活に戻れますように。▼故郷鋸南町の被害状況を見るたびに心が痛みます。1日も早く穏やかな街に戻ることを願っております。お疲れでしょうが頑張って下さい！

▼以前、3年間鋸南町に住んでいました。気候も良く、花や海など景色もいいところです。何より、住んでいる人の温かさが感じられ、第2のふるさとの気持ちでいます。台風による被害が大きく、復興に向けて大変なことだと思います。微力ながら寄附が復興の一助になれば幸いです。▼毎年、家族で海水浴に行っています。きれいな海、おいしい魚に皆で喜んでいます。早い復興を応援しています。がんばって下さい。



住家被害認定業務にあたる千葉県・神奈川県相模原市・東京都足立区・長野県辰野町の応援職員
多い日には100人以上の職員が従事

災害ボランティアにご協力ありがとうございました

9月13日の開所から10月22日の閉所まで39日間で延べ4,559名がボランティアとしてご協力をいただきました。

この災害ボランティアでは、町民の方から要望のあった使えなくなった家財や瓦礫の搬出、ブルーシート養生など2,295件が実施されました。ボランティアの皆さん、ありがとうございました。

●問合せ先 社会福祉協議会 ☎ 50-1174



復旧・復興関連予算

9月に専決処分を行った補正予算(第4号)、10月の臨時議会で議決された補正予算(第5号)の主な復旧・復興関連予算を紹介します。なお、今後も必要な予算については補正予算を追加して対応していきます。

補正予算(第4号)		補正予算(第5号)	
・災害廃棄物処理委託 災害で発生したゴミの処理	4億1,588万円	・住宅応急修理委託 半壊以上の住家の応急修理	2億2,610万円
・消耗品費 ブルーシートや土のう袋等の物資	4,200万円	・都市交流施設直売所改修工事 壁面の改修工事	1億96万円
・林道施設災害復旧調査・測量設計業務委託 嶺岡林道、林道金銅線の調査・設計	1,071万円	・旧佐久間小学校校舎解体工事 教室棟の解体工事	3,630万円
・農道災害復旧工事 農道仲根線の倒木・土砂撤去	600万円	・旧鋸南幼稚園復旧工事 遊戯室の復旧工事	3,590万円

災害復興本部・復興支援室を設置

10月21日、白石町長を本部長とする「復興対策本部」が設置されました。この復興本部は、復興計画の策定及び推進、復興施策の総合調整及び進捗管理などを行うもので、副町長、教育長、各課長、会計管理者、議会事務局長によって構成されています。

また、11月1日には、役場1階防災展示室に「復興支援室」が設置されました。この復興支援室では、被災した町民の財産又は町の公共施設・公用施設の迅速かつ的確な復興を図るため、災害復興本部の運営、罹災証明書の交付、被災者支援などの業務を行います。

●問合せ先 総務企画課復興支援室 ☎ 28-5525

子ども議会の提案を実現 『赤ちゃんの駅』

7月に開催された裾南小学校6年生の子ども議会で「観光客がたくさん来るので『赤ちゃんの駅』を増やせないか、『移動式赤ちゃんの駅』を作ったらどうか。」という提案がありました。

赤ちゃんの駅とは、オムツ替えや授乳スペースなど乳幼児を持つ保護者の方が利用できる施設のことです。

町内では、道の駅保田小学校と中央公民館の子育て広場にオムツ替えと授乳スペースを設置しており、保健福祉総合センター「すこやか」では、オムツ交換台を設置し、授乳の希望があれば部屋を提供しています。また、「移動式赤ちゃんの駅」も用意し、イベントの際に貸出します。

今後も様々な方からのご意見をいただき、住みやすい魅力的な町づくりに繋げていきます。



コミュニティ助成事業で元名区祭礼屋台を修繕

宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施するコミュニティ助成事業を活用して、元名区の祭礼屋台を修繕しました。

この事業は、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ろうとするもので、総事業費約265万円のうち、250万円が助成されています。

今後はこの屋台がさらに活用され、今まで以上に子どもからお年寄りまで幅広い世代が交流できる場となって、地域文化が後世へ継承されることが期待されます。



90歳以上の長寿の350名に記念品贈呈

「敬老の日」の記念行事として、白石町長が90歳以上の方々を訪問してお祝いの品をお届けしました。

この行事は、「老人の日・老人週間」として、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、毎年行っているものです。

対象となる90歳以上の方は、男性100名、女性250名の合計350名、うち100歳以上の方は男性2名、女性7名の計9名でした。

また、100歳を迎えられた2名の方には、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品をお届けしました。

結婚50周年おめでとうございます

今年金婚式を迎えられた3組のご夫婦のお宅へ、結婚50周年のお祝いに訪問しました。

白石町長から「今までご夫婦で協力し、家族や地域のために尽くされたことに、深く感謝申し上げます。これからも健康に留意し、お二人仲良く充実した毎日をお過ごし頂きたい」と記念品を贈呈しました。

金婚式を迎えられた皆様（順不同）

- | | | |
|------------|------|------|
| しらくま ちかつ | のぶこ | |
| 白熊 千勝さん | 延子さん | (両向) |
| いしい ひでいさるう | さちこ | |
| 石井 秀一郎さん | 幸子さん | (田町) |
| かねき しゅんいち | たかこ | |
| 金木 俊一さん | 隆子さん | (田町) |

総合計画策定懇話会委員を募集します

町では、令和3年度からのまちづくりの指針となる「鋸南町総合計画」の策定を進めています。この総合計画に、町民の皆さんのご意見を生かすため総合計画策定懇話会委員を募集します。

職務内容 「鋸南町総合計画」の策定に関する必要な事項について、意見交換及び検討を行い、提言を取りまとめていただきます。

※会議への出席の際には、規定により報酬を支給します。

任期 令和2年2月頃から策定業務完了まで

募集人員 5名程度

応募資格 町内に居住、通勤又は通学している満18歳以上の方で、今年度に2回程度、来年度に5回程度開催する会議（平日の夜間に開催）に出席できる方。

応募方法 応募申込書に必要事項を記入の上、総務企画課に提出してください。

なお、応募申込書は役場総務企画課、中央公民館、保健福祉総合センター「すこやか」、老人福祉センター「笑楽の湯」で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

募集期間 11月18日(月)～12月6日(金)

選考 提出された書類に基づき、応募の動機や年齢、性別、地域別等のバランスを総合的に考慮して選考します。

問合せ先 総務企画課企画財政室 ☎ 55-4801

「町民による一斉清掃」にご協力をお願いします

「ゴミをつくらない、出さない、散乱させない」をテーマに、町民全員による町内の一斉清掃を実施します。

日時 12月1日(日) 午前8時～ ※雨天中止

場所 ①河川周辺(保田川・佐久間川・小磯川・元名川・七面川・吉浜川・大六川)

②公共の場所(集会所・道路・公園・海岸線等)

③自宅周辺

内容 ・河川内の雑草や竹木の除去

・缶・空ビン・ビニール・紙くず等の収集

※清掃場所及び内容・用具・集合場所等は、責任者(区長さん等)の指示に従ってください。

収集ごみ 可燃物・缶類・ビン類・ペットボトル・ビニール・プラスチック類・不燃物に分別し、指定の回収場所へ出してください。

※粗大ごみは出さないでください。

その他 ・可燃物・ビニール類・プラスチック類は焼却しないでください。

・ケガ等に充分ご注意ください。

問合せ先 ごみゼロ運動推進協議会

(建設水道課建設環境室内) ☎ 55-2133

農業用廃プラスチックを回収します

台風15号の被害を受けた農業用廃ビニール等を無料で回収します。希望される方は11月15日(金)までに調査票を提出してください。

※調査票は役場地域振興課及びJA安房鋸南支店で配布・回収します。

回収日時 11月29日(金)

午前8時30分～11時30分

回収場所 JA 安房保田野菜検査場(保田総合センター前)・JA 安房鋸南支店

回収品目 農業用廃ビニール、ポリエチレン、肥料袋

注意事項 ・調査票を提出されていない場合、回収はできません。

・回収時間前の無断放置は、絶対に行わないでください。

・汚れを落としてゴムや金属等の異物を混入させないでください。

・育苗箱、園芸ポット、育苗トレイ、ビニールホース、ブルーシート、発泡スチロールは回収できません。

問合せ先 地域振興課農林水産振興室 ☎55-4805

JA安房鋸南支店 ☎55-1551

総合検診のお知らせ

年1回は健康チェックを！

台風15号・19号の影響により延期した総合検診（各種がん検診・特定健康診査等）は11月29日（金）から12月3日（火）までの間で実施します。申し込み済で登録されている方、受診が必要な方には11月中旬に受診券等をお送りします。追加の申し込みもできますのでぜひ受診してください。

●日程

*受付時間
午前7時～9時

ご都合の良い日に受診
してください。

月日	会場	送迎バス
11月29日(金)	保健福祉総合センター 「すこやか」	佐久間方面 ⇄ すこやか
12月1日(日)		奥山・ ⇄
12月2日(月)		大崩・ ⇄ すこやか ⇄ 元名方面
12月3日(火)		鋸東方面 ⇄

●検診内容と対象者

特定健康診査（特定健診）

【全員】尿検査・身体、腹囲計測・血液検査・
血圧測定・医師の診察

【医師が必要と認めた方】詳細な健診（心電図・
眼底検査・貧血検査）

対象：① 40～74歳の国民健康保険加入者
② 40歳以上の生活保護世帯の方

風疹抗体検査クーポン券をお持ちの方へ

特定健康診査と同時に風疹抗体検査を受けることができます。希望される方は必ずクーポン券をお持ちください。

後期高齢者健康診査（後期健診）

【全員】尿検査・身体計測・血液検査・血圧測定・
医師の診察

【医師が必要と認めた方】詳細な健診（心電図・
眼底検査・貧血検査）

対象：75歳以上の方

後期高齢者健康診査の年齢基準日は健診当日です。

それ以外の健診（検診）の年齢基準日は令和2年3月31日です。

肺がん・結核検診

胸部レントゲン

対象：肺がん検診は40歳以上、結核検診は65歳以上の方

※ペースメーカーを装着されている方は、受診できません。

胃がん検診

胃バリウム造影

対象：40歳以上の方

※誤嚥防止のため80歳以上の方等は医療機関に相談することをお勧めします。

前立腺がん検診

血液検査（PSA測定）

対象：50歳以上の男性の方

※前立腺疾患を治療中の方は、検査数値が正確に出ないため、受診できません。

肝炎ウイルス検診

血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）

対象：40歳以上で今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

当日の流れ

- ① 総合受付
- ⇒ ② 肺がん・結核検診
(受診料金支払い)
- ⇒ ③ プレ問診(がん検診用)
- ⇒ ④ 尿検査
- ⇒ ⑤ 身体計測
- ⇒ ⑥ 腹囲測定
- ⇒ ⑦ 血圧測定
- ⇒ ⑧ 問診
- ⇒ ⑨ 診察
- ⇒ ⑩ 血液検査
- ⇒ (11) 眼底検査
- ⇒ (12) 心電図
- ⇒ ⑬ 胃がん検診
- ⇒ ⑭ 会計

※受ける健診（検診）によって順路が変わります。

●料金

健診・検診名	自己負担金	無料対象者
特定健康診査	1,000円	40歳
後期高齢者健康診査	無料	
胃がん検診	1,000円	40・50・60・70歳
前立腺がん検診	300円	
肝炎ウィルス検診	500円	40・45・50・55・60・65・70歳で初めて受診する方
結核・肺がん検診	200円	40・50・60・70歳

※生活保護世帯の方は無料ですので、受付でお申し出ください。

※医師の診察で検査の必要が認められない方も眼底検査（600円）及び心電図検査（1,600円）を希望で追加受診できます。問診でご相談ください。

平成29・30・令和元年度に申し込んでいない方は希望の受診日に間に合うようお申し込みください。

●申込み・問合せ先 保健福祉課健康推進室 ☎ 50-1172

乳がん検診・子宮がん検診の予約・受診はお済みですか？

乳がん検診・子宮がん検診は医療機関によっては12月で今年度の予約の受付が終了します。乳がん検診、子宮がん検診の受診券をお持ちの方で、まだ受診されていない方は、案内文をご確認の上、予約と受診をお願いします。新たに受診を希望される方は保健福祉課へお申し込みください。

●乳がん検診

医療機関	予約受付締切日	検診実施期間
安房地域医療センター	12月13日(金)	1月31日(金)まで
亀田クリニック	12月21日(土)	1月31日(金)まで

*土日の実施もあります。予約時にご相談ください。

●子宮がん検診

医療機関	予約受付締切日	検診実施期間
勝山クリニック	2月27日(木)	2月27日(木)まで
青木医院	2月28日(金)	2月28日(金)まで
亀田クリニック	12月21日(土)	12月27日(金)まで
亀田ファミリークリニック館山	12月25日(水)	2月25日(火)まで
貴家医院	2月28日(金)	2月28日(金)まで
清川医院*	2月29日(土)	2月29日(土)まで
ファミリー産院たてやま*	2月29日(土)	2月29日(土)まで

*「清川医院」及び「ファミリー産院たてやま」では、土曜日の実施もあります。

●問合せ先 保健福祉課健康推進室 ☎ 50-1172

12月4日から10日は人権週間です

国際連合は、1948年の第3回総会で世界人権宣言を採択されたのを記念し、1950年第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと決めました。

我が国では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を展開しています。

●特設人権相談所

日時 12月4日(水) 午後1時～4時

場所 ボランティアセンター（すこやか隣）

相談内容 いじめ、親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借地・借家・名誉・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなど

相談員 人権擁護委員

●常設人権相談所

日時 12月4日(水)、5日(木)、11日(水)、12日(木)
午前10時～午後4時

場所 千葉地方法務局館山支局

*相談内容及び相談員は特設人権相談所と同じです。

問合せ先 千葉地方法務局館山支局 ☎22-0620

地域人権啓発活動活性化事業 ヒューマンフェスタ in 南房総

講演会やステージイベントなどを通して、人権について考え、理解を一層深めてもらえるよう、「ヒューマンフェスタ in 南房総」が開催されます。ぜひご参加ください。

日時 12月7日(土) 午後1時～3時45分
(正午開場)

会場 南房総市白浜フローラルホール

定員 500人(入場無料 申込不要)

内容

- ①講演会 講師：放送作家・鈴木 おさむ氏
演題 「笑う家族に福きたる？」
- ②ステージイベント トゥルーカラーズ
- ③人権作文朗読
- ④人権ポスターの展示

問合せ先 南房総市市民生活部市民課
☎33-1051

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が義務付けられています。

このため、今年中に国民年金保険料を納付された方へ、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬、または2月上旬に日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の際には、控除証明書または領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

- 11月上旬に控除証明書が送付される方
平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
- 2月上旬に控除証明書が送付される方
令和元年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方

～年金受給者のみなさまへ～

『扶養親族等申告書』は毎年忘れずに提出を！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、9月中旬に日本年金機構から「令和2年分扶養親族等申告書」が送付されています。令和2年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除等、各種控除を受ける際に必要な申告書になります。

まだ申告書を提出していない方は、すみやかに日本年金機構へ提出してください。

問合せ先

木更津年金事務所 ☎0438-23-7616
税務住民課住民保険室 ☎55-2112

鋸南町誕生60周年記念・食生活改善協議会 創立40周年記念・笑楽の湯温泉化5周年記念 合同記念イベント

笑楽の湯が温泉となって5周年、いい風呂の日に入浴へぜひお越しください。

また、日頃ボランティアとして活動している食生活改善協議会も創立40周年を迎えました。推進員さん手作りの美味しいおしるこを配布します。

日時 11月26日(火) 午前10時～午後3時30分

場所 老人福祉センター「笑楽の湯」

内容 ・笑楽の湯 入浴無料(終日)

・おしるこの配布 先着100食

※午前11時30分～なくなり次第終了

問合せ先 保健福祉課健康推進室 ☎50-1172

教育の日・講演会

毎年11月第3土曜日を「鋸南町教育の日」と定め、様々な行事を行っています。今年は教育講演会として、上佐久間出身で競輪のトップクラスで活躍中の山賀雅仁氏による講演会を開催します。お気軽にご参加ください。

日時 11月16日(土) 午後2時45分～

場所 鋸南中学校体育館

講演内容

「今、感じること・考えること」

講師：競輪選手 やまが まさと 山賀 雅仁氏 (S級1班所属)

問合せ先 教育課教育総務室 ☎55-2120

夜間エイズ検査

安房健康福祉センター(安房保健所)では、世界エイズデー(12月1日)に合わせて、「夜間エイズ検査」を実施します。

日時 12月9日(月) 午後5時～6時30分(予約制)

場所 安房健康福祉センター(安房保健所)

検査内容 HIV・梅毒・B型肝炎・C型肝炎(血液検査)、クラミジア(尿検査)

その他 ・検査は無料・匿名で受けることができます。

・検査を受ける場合は、感染したのではないかと思われる日から、3か月以上経過してから受けてください。

・12月の日中検査(午前10時～11時)は12月2日のみ行います。

申込み・問合せ先 安房健康福祉センター☎22-4511

もうお済みですか？ 75歳の歯科健診

今年度76歳になる方は、無料で歯科健診を受診できます。口腔機能が低下すると、細菌の繁殖・体力の低下などから全身の健康に悪影響があります。

無料で受診できるのはこの一度限りなので、ぜひこの機会にお口の健康状態をチェックしましょう。

対象 昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれの後期高齢者医療被保険者の方

期間 12月27日(金)まで

内容 歯や飲み込む力などの健診

※総入れ歯の方でも受診できます。

費用 無料 ※健診後の治療は有料です。

受診方法 医療機関に直接予約をして受診してください。※受診は期間中に限り1人1回まで対象となる医療機関の一覧は、5月に送付した案内通知に同封しています。詳細はお問合せください。

受診の際に必要なもの 被保険者証、受診票(5月に送付したみどり色の用紙です)

※受診票を紛失された方は、ご連絡ください。

問合せ先 税務住民課住民保険室 ☎55-2112

視覚障害者のご家族のための会 あわの虹 第1回交流会

視覚障害者とそのご家族の交流会を開催します。当事者同士だからわかり合えることがあります。ぜひ気軽におしゃべりを楽しみにお越しください。

また、便利な福祉機器や福祉サービスについての情報交換ができます。

日時 11月24日(日) 午前10時～正午

場所 館山市コミュニティセンター

参加費 無料

申込み・問合せ先 視覚障害者のご家族のための会
あわの虹 ☎090-5577-3162

Email goodcolor@icloud.com

ブルーシートの処分方法

屋根の養生などに使用したブルーシートは、30cm四方程度に切り、可燃ごみ指定袋に入れて可燃ごみの日にごみステーションに出してください。

なお、工務店などの事業所が廃棄する場合は産業廃棄物になりますので、可燃ごみでは出せません。

問合せ先 鋸南地区環境衛生組合

大谷クリーンセンター ☎57-2646

県民公開講座の参加者募集

講演

命を支えるということ “頑張らない” けど “あきらめない” 今から考えておきたいこと

日常生活を送る上で大事なこと、先生の生い立ち、
医師として積んだ経験などから感じた長生きの秘訣に
ついて講演いただきます。

日時 11月22日(金)

午後1時30分～3時40分

場所 千葉市文化センター3階アートホール

講師 かまた みのる 鎌田 實 先生 (諏訪中央病院名誉院長)

主催 ちば県民保健予防財団



介護
新聞
福
寿
草

い
き
い
き
元
気
！
目
指
そ
う
健
康
長
寿
！

交通手段 社会教育バス

行程 《往路》

役 場→すこやか→市原SA→三井ガーデンホテル→千葉市文化センター
9:50 10:10 (休憩) 11:30～13:00 (昼食)

《復路》

千葉市文化センター→市原SA→すこやか→役 場
(休憩) 17:00 17:15



参加費 2,200円(昼食代含む) ※参加人数により異なる場合があります

定員 25名(先着順)

申込期限 11月15日(金)まで

●申込み・問合せ先 地域包括支援センター(保健福祉課内) ☎50-1172

あの子どもこの子もきよなんの子

～10月20日までの届出分～ おめでとうございます



お名前 生年月日 ご両親

地区 わが子へのメッセージ

やまが ひなこ
山賀 日南子 R1.8.15 康裕・祐子(第1子)

町 おひさまのように明るく温かい子に育ててね!

すずき ひなた
鈴木 陽太 R1.9.20 成樹・光江(第3子)

竜島 元気いっぱい育ててね!

町では財政収入の確保と地域産業の振興を図るため、町報きよなんと町ホームページに掲載する広告を募集しています。掲載をご希望の方は総務企画課までご連絡ください。 ●問合せ先 総務企画課 ☎55-4801

安房の頼朝伝説③

館山市の洲崎には、もう一つの源頼朝上陸地の碑があります。鋸南町竜島の上陸地は「吾妻鏡」に記された場所。洲崎は軍記物語の「義経記」に記された上陸地です。竜島説の方が信ぴょう性がありますが、洲崎にも頼朝伝説がいくつか残されています。

洲崎には頼朝がのどが渇き、持っていた矢じりで地面を突いて湧き出た水を飲んだという「矢じりの井戸」があります。

洲崎神社は、頼朝が戦勝祈願をした神社です。このことは「吾妻鏡」にも9月5日と日付は正確に記されています。

参拝後、かぶっていた笠を松にかけて一休みした頼朝は、笠を忘れて長い石段を下りてしまいました。それに気づき、振り返った頼朝は、思わず「あれ見よ、笠懸けの松だ」と言います。その松は、現在は枯れてありませんが、「見よ」という言葉から、地名の「漂」が生まれたと伝わります。

洲崎神社の隣りにある養老寺の境内に生えているすすきは、頼朝がここで食事をした時、すすきはし代わりにし、地にさしたものが、成長したと言われています。

さて、頼朝一行は山道をたどり、神余地区の山間部にある隠れ里のような大高尾という集落にたどり着きます。そこで六兵衛という農民の家に一夜の宿を頼みます。六兵衛の家は貧しく、畳もなく、飯を炊く釜もありません。しかし六兵衛は、あばら家でも比較的上等の中の間に頼朝を通し、むしろを敷き、鍋で飯を炊き、精一杯頼朝をもてなしました。翌日の出立の時、頼朝は六兵衛のもてなしに感激し、「中間」の姓を与えたとされています。その中間さんの家系は、現在も大高尾で続いています。大高尾には、頼朝が矢じりで水を湧き出させたという「大井戸」の伝説の井戸も残っています。



洲崎神社

健康通信

インフルエンザの予防

インフルエンザは風邪に比べて感染力が強く症状が重いので、乳幼児や高齢者・妊婦・慢性の持病がある人など抵抗力が弱い人は命に係わる危険もあります。しかし正しい対策をきちんと実践することで予防ができます。

インフルエンザは風邪の病原体とは異なるインフルエンザウイルスに感染して発症します。発症直後から38度以上の高熱が出たり、悪寒・頭痛・全身の関節痛・筋肉痛といった症状がみられます。肺炎などの合併症を起こすこともあります。ウイルスは飛沫感染(感染者のくしゃみや咳のしぶきでウイルスが飛び散る)と接触感染(ドアノブや手すりについたウイルスを触った手からうつる)の二つのルートで感染します。

インフルエンザの予防の基本は、ウイルスを体内に入れないことと、万が一入ってしまった場合もウイルスを増やさないことです。手洗いはウイルスを洗い流すので重要です。外出後などは石鹸と流水で丁寧に手を洗きましょう。うがいはウイルスを洗浄するほかのどの粘膜を潤すことでウイルス防御力がアップします。ブクブクうがいの後再度水を含み上を向いてのどの奥まで届くようにガラガラうがいを3回は行いましょう。ウイルスを遠ざけるた

めに、人ごみを避ける、禁煙する、湿度を保つことなども重要です。また、規則正しい睡眠と食事、適度な運動とストレスをためないことが身体の抵抗力を高めます。さらに、予防接種は最も積極的な予防法です。予防接種では一〇〇%感染を避けることはできませんが、感染しても重症化を防げます。例年1月頃に流行期を迎えるので予防接種は12月までに済ませるとよいでしょう。

インフルエンザにかかったかな?と思ったら早く受診し治療を受けましょう。タイミングが良く治療できれば高熱や身体の痛みから早く解放されます。しかし、熱が下がってから2日間も体内にウイルスが残っています。医師の指示通り完治するまで療養しましょう。また、自分が次の感染源にならないために咳エチケットが大切です。正しくマスクをつけること、くしゃみや咳が出るときはティッシュペーパーなどで鼻と口を押え、ほかの人から顔を背け1メートル以上離れましょう。くしゃみは5mくらい、咳は3mくらい飛沫(しぶき)が飛ぶといわれるからです。使用済みのティッシュペーパーはできれば蓋つきのごみ箱にすぐ捨てて、ウイルスが付着している手はすぐに洗いましょう。

子どもいきいきレシピ

保育所給食のレシピを紹介します。
ご家庭で再現してみませんか。



肉まん風蒸しパン

ホットケーキ粉を使ったお手軽肉まんです。

作り方

- ① しいたけ、ねぎ、玉ねぎはみじん切りにする。
- ② 熱したフライパンにごま油を入れ、豚ひき肉と①を入れて炒める。しょうゆで味を調え、水溶き片栗粉で具をまとめる。
- ③ ホットケーキ粉に牛乳を入れさっくり混ぜる。
- ④ 生地→具→生地の順で具を生地ではさむようにアルミカップに入れる。
- ⑤ 蒸し器で10分蒸す。

材料 (子ども7人分)

- ホットケーキ粉…150g
- 牛乳……………100cc
- しいたけ…………18g (小2個)
- ねぎ……………30g (1/3本)
- 玉ねぎ……………30g (1/6個)
- 豚肉……………60g
- ごま油……………4g (小さじ1)
- しょうゆ…………10g (小さじ1½)
- 片栗粉……………1.7g

生地は固めにして、厚手のアルミカップで蒸すと膨らみが良くなるのでオススメです。
具をジャムに替えると甘いおやつになります♪



レシピ提供：鋸南保育所



ゆいと
唯人くん
11か月

寺本 理人さん 第1子 中原区



じいじが作ってくれたお野菜をいっぱい使ったご飯はとってもおいしい。でもまだまだママのおっぱいが大好き！だけど、そろそろやめようかな？ハイハイ、タッチでせっせと動いて汗をかいたらお風呂が楽しみ。僕とのお風呂タイムを僕より楽しみにしているパパは今日も急いで帰ってきてくれると思うんだ。

今月の表紙

台風で発生した災害ごみは、仮置場での受け入れが10月27日で終了し、現在は搬出作業が進められています。発災から2ヶ月が経とうとしています。この度の被災を風化させず、復興に向けて着実に歩んでいきます。

人の動き 10月1日現在(前月比)

- 人 □ 7,733人 (△12人)
- うち男 3,719人 (△7人)
- 女 4,014人 (△5人)
- 世帯数 3,651世帯 (+2世帯)



住宅被害に係る支援制度

台風15号により住宅に被害を受けた世帯については、町が発行する罹災証明書により決定される「被害の程度」に応じて、次の支援制度の適用を受けることができます。

損害割合	被害の程度	支援制度
50%以上	全壊	①被災者生活再建支援制度 基礎100+加算（最大）200=300万円／支給 ※修理を行う場合、②の利用も可能 ②賃貸型応急住宅（みなし仮設）の供与制度 民間賃貸住宅等を県が借上げて最大2年間提供
50%未満 ～ 40%以上	大規模半壊	①被災者生活再建支援制度 解体：基礎100+加算（最大）200=300万円／支給 解体せず：基礎50+加算（最大）200=300万円／支給 ※修理を行う場合、②の利用も可能 ②賃貸型応急住宅（みなし仮設）の供与制度 上記「全壊」の②に同じ（※やむを得ず解体せざるを得ない場合に限る）
40%未満 ～ 20%以上	半壊 （解体）	①被災者生活再建支援制度 基礎100+加算（最大）200=300万円／支給 ②賃貸型応急住宅（みなし仮設）の供与制度 上記「大規模半壊」の②に同じ
	半壊 （修理）	③災害救助法（応急修理） 59.5万円相当の修理を町が実施（現物給付）
20%未満 ～ 10%以上	一部損壊	③災害救助法（応急修理）※裏面をご覧ください 30万円相当の修理を町が実施（現物給付） +⑤工事費150万円超の場合は、超えた額の20%・最大20万円を上乗せ補助／支給
10%未満	一部損壊	④被災住宅修繕緊急支援事業補助金 ※裏面をご覧ください 工事費の20%・最大50万円支給

- ①被災者生活再建支援制度については、被災世帯が判断する住宅の再建方法（ア．建設又は購入 イ．補修 ウ．賃借）により、支援金の支給額が異なります。
- ②と③（又は④）や、③と④を併給することはできません。
- 既に工事を行っている場合は、③の利用はできません。この場合、④の利用が可能です。
- 罹災証明書には損害割合は記載されません。一部損壊の場合、③と④のいずれが対象となるかは受付窓口にご相談ください。
- 罹災証明書の申請受付は、鋸南町役場1階総務企画課復興支援室で行います。

●受付窓口 鋸南町役場総務企画課復興支援室（1階防災展示室）

TEL 0470-28-5525

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

住宅が一部損壊と判定された方へ

罹災証明書により一部損壊と判定された住宅を修繕する場合、災害救助法の応急修理や住宅修繕緊急支援事業の支援を受けることができます。

支援額 最大 50 万円

損害割合

大

損害割合

小

A. 応急修理(災害救助法)

○対象工事

日常生活に最低限必要な部分の工事

例)被災した住宅の屋根や外壁等

○支援額

工事費が150万円以下の場合、最大30万円

工事費が150万円を超える場合、

超えた額の20%(最大20万円)を上乗せ

例)工事費が200万円の場合

$30万円 + (200万円 - 150万円) \times 20\% = 40万円$

B. 住宅修繕緊急支援事業

○対象工事 ※工事費20万円以上

日常生活に最低限必要な部分の工事

例)被災した住宅の屋根や外壁等

○支援額

工事費の20%(最大50万円)

例)工事費が200万円の場合

$200万円 \times 20\% = 40万円$

～ 手続きの流れ～

①申請

次の書類を提出してください。

- (1) 申込書 (2) 被害のわかる写真 (3) 罹災証明書
(4) 資力に係る申出書

※自らの資力では修理することが困難である理由を申し出る書類です。

②対象制度

「A. 応急修理(災害救助法)」又は「B. 住宅修繕緊急支援事業」のいずれの制度が対象となるかは、受付窓口にてご相談ください。

③見積書提出

修理業者に次の書類を作成してもらい、提出してください。

(1) 見積書 ※指定様式

(2) 耐震性等の向上に資する補修確認書 (B. 住宅修繕緊急支援事業のみ)

④工事契約

修理業者と契約し、工事に着手してください。

※応急修理の場合は、自己負担分のみの契約となります。